

総務教育常任委員会資料

(令和4年1月21日)

〔件名〕

- ・ 男性職員の育児休業取得率について（令和2年度）
【職員支援課】・・・2
- ・ 鳥取県人権施策基本方針第4次改訂（案）に対するパブリック
コメント等の実施結果について 【人権・同和対策課】・・・3
- ・ 令和3年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間における人権啓発の取組
について 【人権・同和対策課】・・・5
- ・ 「鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会」
第7回会議の結果について 【淀江産業廃棄物処理施設計画審査室】・・・6

総 務 部

男性職員の育児休業取得率について（令和2年度）

令和4年1月21日
職員支援課

総務省から「令和2年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果が公表され、本県の男性職員の育児休業取得率が都道府県部門において2年連続で第1位となりました。

1 全国調査の結果

1位 鳥取県 29.1% (26.1%) 2位 高知県 22.9% (6.5%) 3位 宮崎県 19.9% (10.7%)

※「令和2年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和2年度の新規取得者数」の割合。
※カッコ内は前年度取得率。

2 本県における男性職員の育児休業取得状況

(1) 男性育休取得率の年度推移（部門別）

年度	全合計	首長部局等(※1)	警察部門	教育委員会
R2	29.1% (全国1位) 91人/313人中	33.0% (全国16位) 31人/94人中 知事部局 38.8%	53.3% (全国1位) 48人/90人中	9.3% (全国8位) 12人/129人中
R1	26.1% (全国1位)	25.0% (全国7位) 知事部局 30.0%	56.5% (全国1位)	4.8% (全国11位)
H30	7.3% (全国4位)	16.4% (全国9位)	6.0% (全国2位)	1.1% (全国41位)
全国(※2) R2	9.5%	28.9%	4.9%	6.5%

※1 首長部局等＝知事部局、病院局、企業局、議会、各種委員会。 ※2 全国平均は、都道府県の平均値。

(2) 男性育休取得期間（令和2年度、部門別）

部門/取得期間	～1月未満	1月以上～ 6月未満	6月以上～ 12月未満	12月以上～	合計
首長部局等	10人	14人	4人	3人	31人
警察部門	44人	4人	—	—	48人
教育委員会	3人	6人	1人	2人	12人

3 男性育休取得促進に向けた主な取組（知事部局）

(1) トップ・管理職の理解

- ・管理職全員による「イクボス・ファミボス宣言」や「イクボス・ファミボス研修」を実施している。
- ・管理職の人事評価において「イクボス・ファミボス度」を評価している。

(2) 所属長から男性職員への積極的な後押し

- ・令和2年度から①子育て応援プランニングシート（育休等取得計画）の作成、②所属長と対象職員の面談、③所属長による男性職員への1カ月以上の休暇・休業取得勧奨を義務化している。

(3) 職場の理解促進・職員の意識の醸成

- ・毎月19日を「育児の日」、「イクボス・ファミボスの日」として庁内放送で案内するとともに、男性職員の育休取得体験談や、部下男性職員が育休を取得した管理職の取組等を発信している。

(4) 働き方の見直し・両立支援

- ・長時間労働の削減に取り組むとともに、柔軟な働き方を推進している。

※警察本部や教育委員会でも、業務特性を踏まえて、工夫しながら同様の取組を実施している。

(例) 警察：特に1歳未満の子を養育中の男性職員が2週間以上の育休を取得できるよう、関係職員と取得時期を協議して育児休業等取得計画を作成する。

教育：広報誌で具体的な取得モデル（年間を通じた取得、夏季休業中に取得）を紹介する。

4 今後の対応

トップや管理職が明確な指針を示し、男性育休取得促進のための取組を継続してきたことにより、職場の理解や職員の意識醸成が図られ、本県における男性職員の育休取得率は上昇中である。

育児・介護休業法の改正に伴い、令和4年10月から育休取得回数制限の緩和等が想定されている。本県でも必要な手続を進め、引き続き、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に努める。

鳥取県人権施策基本方針第4次改訂（案）に対するパブリックコメント等の実施結果について

令和4年1月21日

人権・同和対策課

鳥取県人権施策基本方針第4次改訂にあたりパブリックコメント等を実施しましたので、その結果を報告します。

- 1 実施期間 (1) パブリックコメント：令和3年12月1日（水）～12月21日（火）
 (2) 県政参画電子アンケート：令和3年12月3日（金）～12月13日（月）
- 2 意見数 (1) パブリックコメント：38（回答者数9）
 (2) 県政参画電子アンケート（自由記載意見）：94（回答者数77）

※県民参画電子アンケート回答者総数 464

- 3 主な意見と対応方針 ※備考欄に鳥取県人権施策基本方針第4次改訂（案）該当ページ等を記載

区分	項目	意見の概要	対応方針	備考
(1) パブリックコメント	人権教育	学校教育の「現状と課題」の部分に「GIGAスクール」の話も入れた方が良いのではないか。	「現状と課題」に、「GIGAスクール構想によりICTの活用が可能になる中で、情報モラル教育を適切に行っていくことが必要」の旨を追記する。	P8
	人権施策の推進に資する調査	人権問題を把握するためにモニタリングは有効な手段だと思うため、「施策の基本的方向」に「モニタリングの実施」について記載した方がよい。	人権問題にかかる現状把握の一環としてモニタリングを実施しているので、「人権問題に係る現状把握」の項目に「モニタリングにより差別事象を把握する」の旨を追記する。	P19
	SDGsにおける人権	SDGsの考え方が世界中に広まっているので、企業に人権について取り組んでもらうためには、「ビジネスと人権」という言葉を使って呼びかけるよりも、SDGsからアプローチした方が企業としては必要性や危機感を感じやすいのではないかと。	「SDGsにおける人権」については、SDGsの観点を踏まえて人権施策の推進に取り組むこととしている。これを踏まえて企業への啓発を行うこととしており、SDGsと「ビジネスと人権」の一体的な周知を図る。	P20
	デジタル社会における人権	情報格差が生まれまいよう、「デジタル社会における人権」の「現状と課題」にデジタルデバイド（※）について入れた方がよいのでは。 ※デジタルデバイド ICTの便益を必ずしも享受できない者との格差	・鳥取県情報技術活用推進計画（Society5.0推進計画）の「取組の基本方針」に「デジタルデバイドの解消」について記載していることを踏まえ、「現状と課題」に「Society5.0推進計画を策定しICTを活用した県民の豊かさの向上を目指す」と既に記載しているところである。 ・この「現状と課題」に対応する「施策の基本的方向性」をより明確にするため、「新たな人権課題への対応」の項目の中に「県民誰もが安心安全にデジタル技術の恩恵を享受できる社会の推進」と追記する。	P25 P26
外国人の人権	「外国人児童生徒等に対する教育の充実」の項目に「県立夜間中学校」の記載があるが、ここに記載してあると外国人の児童だけが対象のように見える。教育全般のところにも記載しておいた方がよいのではないかと。	誤解が生じまいよう、「外国人児童生徒等に対する教育の充実」の項目に次のとおり追記する。 「2024年4月開校を目指している県立夜間中学校では、学齢期を超過した県内在住の外国人の中で、母国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった方も入校対象者とし、就学の機会の提供を行います。」	P55	

	性的マイノリティの人権	「性的マイノリティの人権」の「施策の基本的方向」に「自己実現を図っていくことができるための支援体制の充実」とあるが、制服を選ぶことができないという問題がある。教育・啓発だけではなく実際に着替えやトイレの問題もあるので、環境整備について取り組んでいくことを記載しないといけないのではないかと。	環境整備については、当事者の方が困っていることを理解していただくことが必要なため、「施策の基本的方向」の「諸課題についての対応」の項目の中に、「性別に関わりなく誰もが安心して暮らすことができる環境整備に関するセミナー等の取組を推進する」旨を追記する。	P66
	様々な人権 (災害被害者等の人権)	男女共同参画の視点から防災ガイドラインが令和2年5月に内閣府からでておりそこに男女の人権を尊重して安全・安心を確保するこの基本方針が挙げられている。避難所での授乳スペース、生理用品がない等の困りごとがあるだけではなく、性的暴行被害に遭うなど女性が全く安心できないことも起きている。県の人権施策基本方針にも防災の視点から人権について盛り込むことはできないかと。	「現状と課題」には「避難所において年齢、性別、性自認…等様々な課題に配慮した取組が必要である」旨既に記載しているところであり、「取組」の中に「男女共同参画の視点を取り入れ、性別によるニーズの違いなどに配慮した防災・復興体制の確立及び地域防災力の向上に向けて、防災分野への女性の参画を促進します。」と追記する。	P73
(2)	相談支援体制の充実	人権侵害にあったとき、どこに相談するか、解決法が知りたい。	「施策の基本的方向」の「活用しやすい環境づくりの推進」の項目に相談窓口の周知について記載しているが、併せて巻末に「鳥取県の相談窓口」を記載することとする。(作成中)	巻末
	アンケート			
	感染症等病気ににかかわる人権	コロナワクチンを接種するかしないかの同調圧力の高さを感じた。同調圧力の軽減策も基本方針に織り込んで欲しい。	「施策の基本的方向」の「新型コロナウイルス感染症に関する取組」の項目の中に「ワクチン接種をしていない方に対する差別的行為の禁止」と追記する。	P59
	広報	人権施策基本方針自体があまり知られていないため、広報していく必要はあると思う。	あらゆる機会を捉え周知に努める。	

4 今後のスケジュール (予定)

- 1月下旬 パブリックコメント結果について県ホームページに掲載
3月 人権施策基本方針第4次改訂公表

【参考】

(1)パブリックコメント

実施期間:令和3年12月1日(水)～12月21日(火)

応募方法:電子メール、とっとり電子申請、郵送、ファクシミリ、意見箱(県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館)、各市町村役場

(2)県政参画電子アンケート

実施期間:令和3年12月3日(金)～12月13日(月)

対象者:県政参画電子アンケート会員717名

回答率:64.7%(464名/717名)

(3)鳥取県人権施策基本方針の主な改訂(構成)内容

- ア 条例第6条に基づき、新たに4つの章(第3章、第4章、第5章、第6章)を新設し全8章で構成
第1章 基本的な考え方、第2章 人権教育・人権啓発の推進、第3章 (新)差別実態の解消に向けた施策、第4章 (新)相談支援体制の充実、第5章 (新)人権施策の推進に資する調査、第6章 (新)共通して取り組む重要施策、第7章 分野別施策の推進、第8章 人権施策の推進体制
イ「第6章」については、共通して取り組む5つの重要施策を記載
①SDGsにおける人権 ②ビジネスと人権、③デジタル社会における人権、④個人情報保護と人権
⑤ユニバーサルデザインの推進

令和3年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間における人権啓発の取組について

令和4年1月21日
人権・同和対策課

12月10日～同月16日の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせて、松本京子さんをはじめ、北朝鮮当局によって拉致されたすべての拉致被害者の一刻も早い帰国が実現されることを願い、県民の皆様に拉致問題に関する理解を深めていただくことによって、本県から拉致問題の解決に向けた機運を高めるため、人権啓発の取組を実施しましたので報告します。

1 取組内容

(1) 拉致問題人権学習会

北朝鮮人権侵害問題啓発週間に先立ち、若い世代に拉致問題への理解促進を図るため、学習会を実施した。

- ・日時: 11月29日(月) 10:40～12:20 / 北栄町立北条中学校(3年生 64人)
- ・内容: アニメ「めぐみ」視聴、拉致問題の概要説明、「拉致被害者の人権、家族の思い」講演: 松本孟さん

(2) ブルーリボン運動の着用促進

県職員及び市町村職員へ拉致被害者の救出を願う意思を示すブルーリボンの着用を呼び掛けるとともに、県全機関及び市町村へブルーリボンを追加配布し、拉致問題の解決に向けた機運の醸成を促進した。

(3) 拉致パネル展 (2カ所)

- ・県庁本庁舎1階玄関ホール / 12月1日(水)～12月17日(金)
- ・米子市ふれあいの里 / 12月8日(水)～12月19日(日)

(4) DVDアニメ「めぐみ」上映 (9カ所)

県庁本庁舎や市町村をはじめとする各機関で、横田めぐみさんの拉致事件を題材に、残された家族の苦悩や懸命な救出活動を描いたアニメ「めぐみ」のDVDの上映を行った。

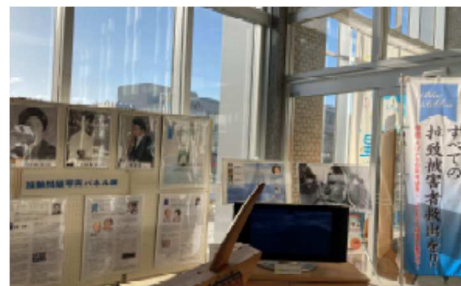
- ・鳥取県庁(玄関/講堂)、鳥取市役所、米子市役所、境港市役所、鳥取空港、鳥取警察署等

(5) ケーブルテレビにおける啓発

啓発週間中、鳥取市及び伯耆町等のケーブルテレビを活用し、県民への拉致問題への関心を高めた。

(6) ブルーリボンライトアップ2021

拉致被害者とその家族の再会を願い、「風紋広場」、「米子公会堂前」等においてライトアップを実施した。



拉致パネル展 (県庁本庁舎1階)



アニメ「めぐみ」上映会 (県庁講堂)



ライトアップ (米子公会堂前)

2 取組の成果等

- (1) 拉致問題人権学習会については、講演を聞いた生徒からは「問題を身近に感じられた。自分なりにさらに知識を深めたい」との声があり、若年層へ拉致問題への関心を高めることが出来た。
- (2) ブルーリボン運動については、米子市からは全職員が着用するため追加依頼があり、ブルーリボンシール1200枚追加送付。また、琴浦町、鳥取市からは、ブルーリボンバッチの購入依頼があり、市町村においてもブルーリボン運動の機運が高まった。
- (3) 拉致パネル展については、県庁玄関ホールの展示において、バス待ちの来庁者が、ご家族の思いを綴ったパネルを熱心に読む光景があり、県内で起こった拉致問題を知ることによって身近なものとして捉えていただけた機会となった。
- (4) 12/15の昼休憩に県庁講堂で行ったアニメ「めぐみ」上映会では、150名近くの職員が参加。上映後の参加者からの感想では、「拉致問題について改めて認識を深めた」「今後も身近な問題として関心を持ち続けることが必要」との意見が多かった。また、「被害者の方たちだけでなく、私たちが声をあげ続けていかなければならない」「拉致は国民の生命を脅かす重大な人権侵害であり、断固反対する行動をとる」など、自分事として捉えた意見もあった。
- (5) ケーブルテレビによる啓発では、日本海ケーブル「マチネタ」(12/10放送)の視聴者から、「北朝鮮人権侵害週間の取組や意義がよくわかった」との声があり、県民の拉致問題に関する理解を深めるきっかけとなった。

【参考】北朝鮮人権侵害問題啓発週間 (12月10日～16日)

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(北朝鮮人権法)では、12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と規定し、北朝鮮による日本人拉致問題、その他北朝鮮当局による人権侵害問題について国民の関心と認識を深めることとされている。

「鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会」第7回会議の結果について

令和4年1月21日
淀江産業廃棄物処理施設計画審査室

「鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会」第7回会議を開催したので、結果について報告します。

1 日時

令和3年12月25日（土）午後1時から午後3時30分まで

2 場所

さなめホールイベントホール（米子市淀江文化センター：米子市淀江町西原708-4）

（※）イベントホールでの傍聴のほか、さなめホール大ホール及び県庁講堂においてモニターによる傍聴を実施

3 委員

しまだじゅん しまたじゅん 熊本大学名誉教授【会長】、すぎたふみ すぎたふみ 杉田文千葉商科大学教授、いとうひろこ いとうひろこ 伊藤浩子一般財団法人地域地盤環境研究所主任研究員、かつみたけし かつみたけし 勝見武京都大学大学院教授、こだまよしのり こだまよしのり 小玉芳敬鳥取大学教授

4 結果（主な内容）

(1) 水理地質構造の見直し

- ・シミュレーションの現況再現解析（※）を進める過程で、再度、現地の調査や既存のボーリングコアなどを確認し、主に海岸部及び山側部（本宮の泉周辺や精進川以南等）における地質構造の見直しを行った。

※ 解析モデルによる試行計算を繰り返しながら、モデルが算出する計算上の値と、観測データとを比較し再現性を向上させていく作業。

(2) 地下水シミュレーションの現況再現解析結果（途中段階）

- ・水理地質構造（地下水の分布を含む地質構造）の見直しや解析モデルの改善の状況を含むシミュレーションの解析内容（途中段階）が適切であることを確認した。
- ・福井水源地の主要な供給源と考えられる第3帯水層は、水理地質総合解析から推測された地下水の流れ（南東→北西）と概ね同じ方向の流れが解析された。

(3) 委員からの主な意見

- ・解析モデルの改善方法は適切である。
- ・実測値と計算値は段々と整合してきているので、最終報告に向けて、引き続き観測結果を意識しながら、細かな改善を行ってほしい。

(4) 今後のスケジュール

- ・今回の議論を踏まえ、現況再現解析を進め、シミュレーションモデルの妥当性を確認した後、計画地周辺の地下水の流向等を把握する。
- ・第8回調査会（1月末頃）は、新型コロナウイルス感染症拡大等を考慮して延期することとし、2月以降に開催する方向で調整している。

(5) 傍聴

- ・傍聴者は22名

（西部会場：イベントホール8名、大ホール11名、東部会場：県庁講堂3名）